災害時協力井戸の登録にご協力ください

大規模災害が発生した場合、断水などにより、生活に欠かせない水の供給が十分に行われない場合があります。

このため、身近なところにひとつでも多くの生活用水（トイレ、風呂、洗濯等の日常生活に利用する水）の水源を確保するため、市民や事業者が所有する井戸のうち、災害時に善意によって開放していただける井戸を登録する「災害時協力井戸登録制度」を開始します。

災害時には、地域の皆様の助け合い、自助・共助が必要となります。

災害時登録井戸への登録に御理解・御協力をお願いします。

災害時協力井戸とは

井戸を所有している市民、事業者の皆様に登録申請していただいた井戸を「災害時協力井戸」として登録し、市ホームページ等で井戸の情報について公開します。

災害時に断水が起きた場合は、近隣住民の方々に井戸を開放していただき、生活用水を提供していただきます。※飲用には使用しません。

登録できる井戸の条件

・市内に所在していること。
・安全に利用できる環境となっていること。
・現在使用しており、登録後も引続き使用する井戸であること。
・災害時に、地域住民等に無償で井戸水を提供できること。
・地域住民に広く周知を行うため、井戸の所在地等（井戸の所在地や設備など）を市が公表することに同意すること。
・井戸が所在する地域の自主防災会と、平時から連携すること。

災害時協力井戸の利用について

災害時協力井戸を使用するに当たり、次の内容を遵守していただくよう、自主防災会を通じ、地域住民への周知に努めます。

・災害時協力井戸の利用は、災害発生時に長時間の断水により水の確保が困難になった場合に限ります。
・井戸の利用は所有者の善意によるものであります。
・井戸の利用に当たり、所有者から運用上の指示を受けた際には、その指示に従ってください。
・井戸水は、飲用や炊事には使用しないでください。
・井戸水の利用により、何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者はその責めを負いません。

登録手続きに関する内容は裏面をご覧ください。

登録について

伊東市災害時協力井戸登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、危機対策課（市役所7階）に御持参ください。

【必要なもの】

⑴ 井戸の設置場所を確認できる書類
（例：井戸の所在地を地図に落とし込んだもの）

⑵ 井戸及び井戸の周辺状況を確認できる写真

⑶ 井戸が所在する土地を所有していることを確認できる書類
（例：固定資産税納税通知書（井戸が所在している土地が記載されている課税明細書のページ））

⑷ 認印

【提出後】

危機対策課で受付した後、必要に応じて職員による現地調査を行い、登録が可能であると判断した場合には、伊東市災害時協力井戸登録決定通知書（第2号様式）により通知し、伊東市災害時協力井戸として登録します。

※登録後、井戸の所在地や設備について明記した一覧表をホームページに掲載します。

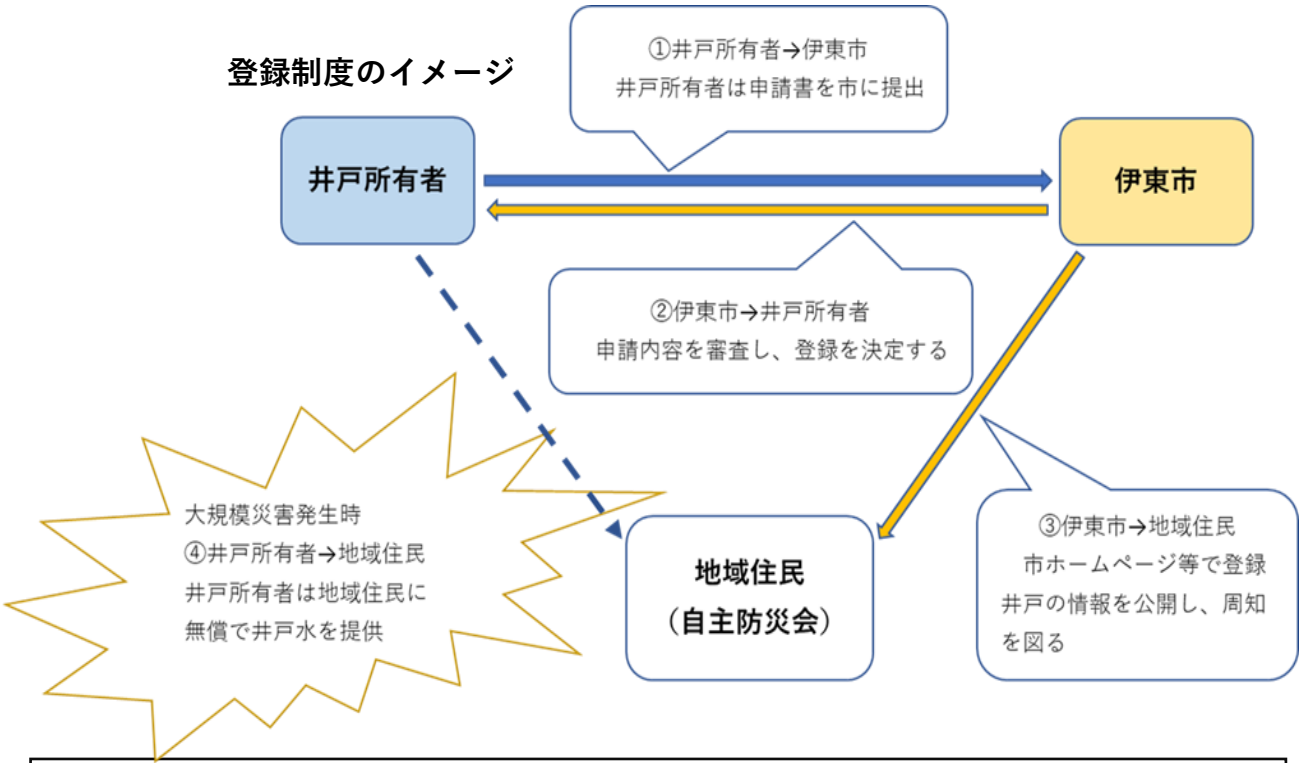

井戸の登録を検討されている方、申請方法や災害が発生した時の対応など、ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

お問合せ先：伊東市役所　危機対策課　０５５７－３２－１３６２

申請書類は、ホームページからダウンロードできます。
市ホームページはこちらから